

令和 3 年度中央区成年後見制度利用促進事業報告書(案)

目 次

I	中央区成年後見制度利用促進事業について……………	1
1	区の実施について……………	
2	成年後見支援センター「すてっぷ中央」の実施について……………	
II	目指す姿及び施策の方向性……………	4
III	令和 3 年度中央区成年後見制度利用促進事業に係る報告について……………	
方向性 1	成年後見制度の普及・啓発を推進する。……………	5
施策 1	成年後見制度の普及・啓発……………	
施策 2	成年後見制度の理解向上……………	
方向性 2	成年後見制度を安心して利用できる仕組みを作る。……………	○
施策 3	相談・支援の体制の強化……………	
施策 4	負担軽減の充実……………	
施策 5	地域連携ネットワークの構築……………	
方向性 3	成年後見等の担い手となる地域資源の活用・育成をする。……………	○
施策 6	成年後見等の担い手の確保……………	
施策 7	社会貢献型後見人等候補者の活用……………	
方向性 4	成年後見人等の活動しやすい環境を作る。……………	○
施策 8	成年後見人等の活動環境の整備……………	
施策 9	成年後見人等への支援……………	
IV	資料……………	○
1	中央区成年後見制度利用促進事業実施要綱……………	
2	中央区成年後見制度利用促進審議会設置要綱……………	
3	中央区成年後見制度利用促進審議会委員名簿……………	
4	中央区権利擁護支援推進協議会設置要綱……………	
5	中央区権利擁護支援推進協議会委員名簿……………	

I 中央区成年後見制度利用促進事業について

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない者が、住み慣れた地域の中で、家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度の適切な利用により本人の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、成年後見制度の利用促進を図っています。

また、成年後見制度の利用が必要な方を早期に発見し、適時適切に支援につなげる地域連携ネットワークを構築するために、令和3年4月に、中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」を中核機関と位置付け、業務の一部を委託し、区と社協が一体となって運営しています。

1 区の取組について

(1) 中央区成年後見制度利用促進審議会の運営

区では、成年後見制度の利用の促進に関する法律及び国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用促進を図るため、令和3年3月に「中央区障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」及び「中央区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」に包含して中央区成年後見制度利用促進計画を策定しました。なお、計画期間は令和3年度から5年度までです。

計画策定後は、中央区成年後見制度利用促進審議会において、利用促進に係る各取組の進捗状況の点検、評価を行うとともに、次期計画に盛り込むべき施策の方針の策定に向けた検討を行っています。

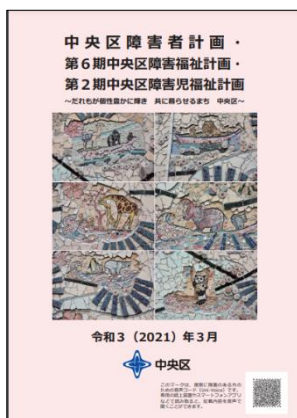
〔実施回数〕 2回 （令和3年度 2回）

〔委員構成〕 13人(学識経験者、弁護士、医師、司法書士、社会福祉士、福祉関係団体等、区職員)

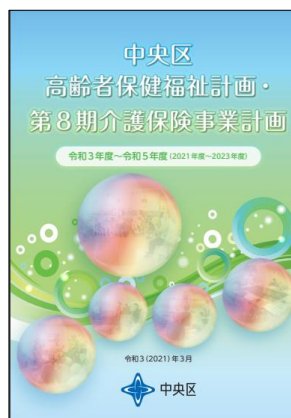
〔審議事項〕 ・成年後見制度の利用促進に係る施策及び取組の進捗状況の点検・評価に関すること

・中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針に関すること

・その他、成年後見制度の利用促進に必要なこと



▲中央区障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画



▲中央区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

（２）成年後見制度利用促進に係る業務委託

令和３年度から、それまで社協が実施していた既存の業務に地域連携ネットワークの構築に係る業務を追加し、委託事業として実施しています。

【主な委託内容】

- ①制度の普及・啓発
- ②相談業務
- ③社会貢献型後見人等（市民後見人等）の養成
- ④社会貢献型後見人等（市民後見人等）の法人後見監督業務
- ⑤申立人・後見人等への支援
- ⑥地域連携ネットワークの構築
- ⑦権利擁護支援推進協議会の運営

（３）成年後見費用助成事業への補助

社協が実施する成年後見費用助成事業に係る事業費を区が補助しています。

（４）区長申立て・後見報酬費用の助成

判断能力が不十分な高齢者等で、配偶者及び４親等以内の親族がいない場合などに、本人の福祉サービスの利用を支援し、権利を擁護するため、区長が後見等開始の審判請求を行います。また、成年後見人に対する後見報酬等の費用を負担することが困難な者に対して、その費用を助成しています。

（５）権利擁護支援事業への補助

社協が実施する権利擁護支援事業に係る人件費及び事業費を区が補助しています。

２ 成年後見支援センター「すてっぷ中央」の取組について

すてっぷ中央では、権利擁護支援事業と成年後見制度の利用支援を行い、高齢者や障害のある方が地域で安心して暮らしていくための支援を行っています

（１）権利擁護支援事業

高齢者や障害者が地域で安心して暮らしていけるよう福祉サービスの利用契約や利用料の市¥払い手続き等の援助を行うとともに、日常的な金銭管理、重要書類の保全等のサービスを提供しています。

（２）成年後見利用支援事業

区から委託を受け、弁護士等専門職と連携し高齢者や障害者の権利擁護に関わる総合的な相談窓口として対応するほか、申立ての必要な方に対し、適切な後見人の紹介、申立ての支援等を行っています。また、今後ニーズの高まりが見込まれる社会貢献型後見人の養成・支援を行っています。

（３）成年後見助成事業

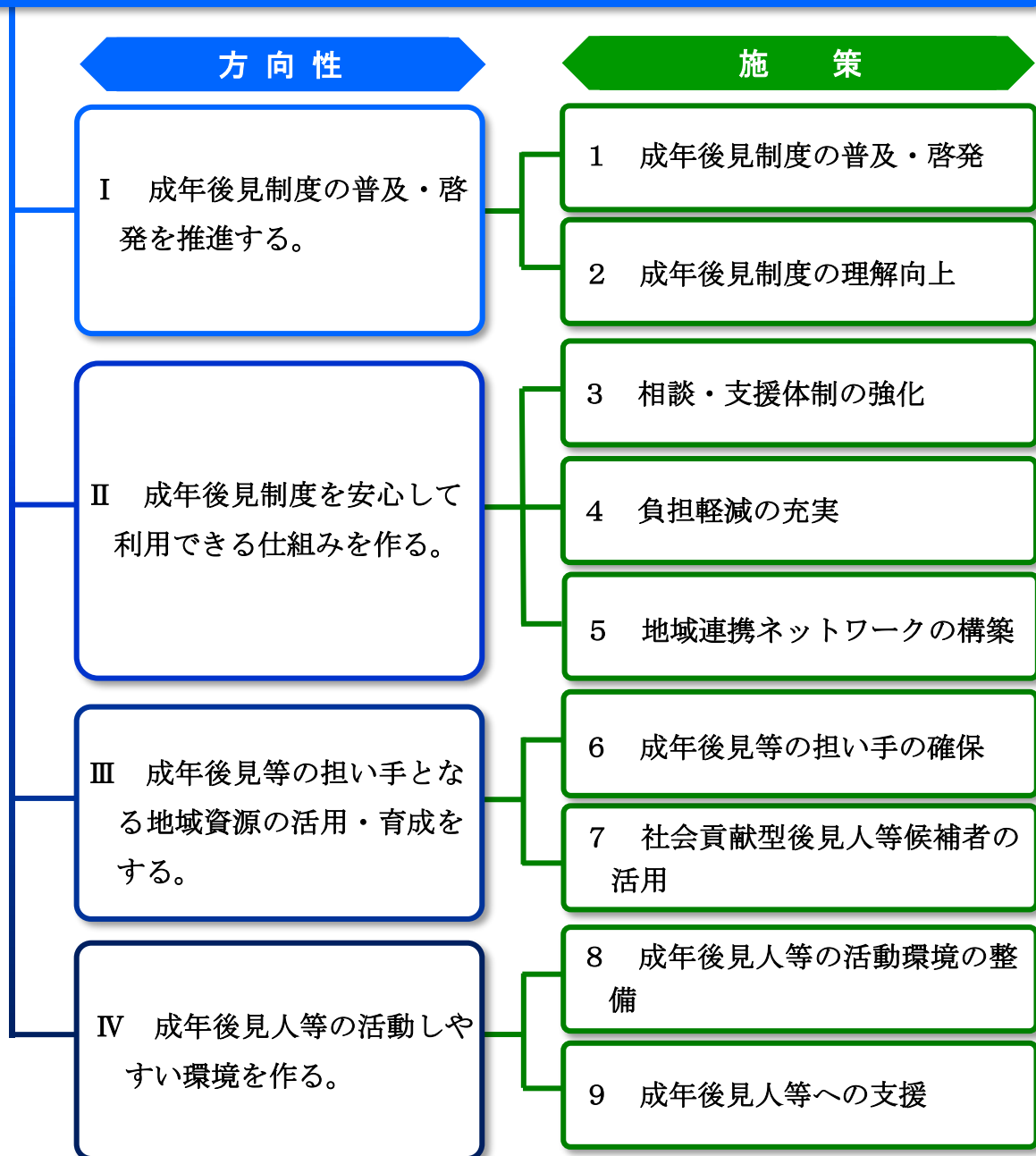
判断能力が低下した高齢者・障害者等で生活困窮のため成年後見制度の利用が経済的理由により困難な方に対し、成年後見報酬等制度利用に係る経費を助成することにより、区民の権利擁護を図っています。

Ⅱ 目指す姿及び施策の方向性

中央区が目指す姿と、その実現に向けて取り組むべき施策の体系は次の通りです。

目指す姿

誰もが住み慣れた地域の中で家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度の適切な利用により本人の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができています。



Ⅲ 令和3年度中央区成年後見制度利用促進事業に係る報告について

方向性 1 成年後見制度の普及・啓発を推進する。

施策 1 成年後見制度の普及・啓発

R3年度 充実

高齢計画

障害計画

(1) 効果的な広報活動の実施

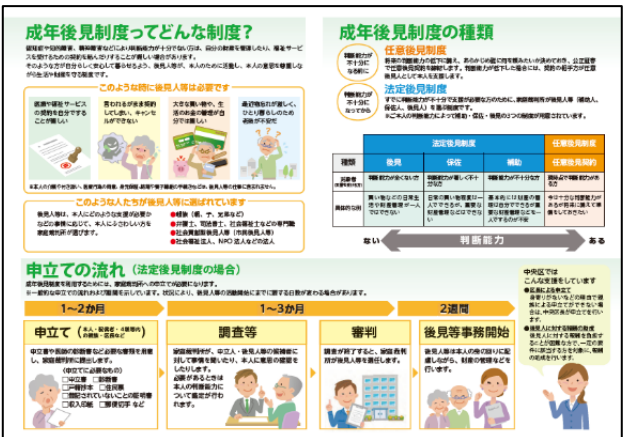
今まで実施していた取組を引き続き実施するとともに、リーフレットや機関紙の作成などの新たな取組を行い、普及・啓発の強化を図りました。

●成年後見制度普及・啓発リーフレットの作成

成年後見制度の概要及び中核機関の設置を区民に周知し、制度の利用促進を図るために新たにリーフレットを作成しました。

作成部数：2,000部

配布先：〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、



●広報誌への掲載

区のおしらせ ちゅうおう

4/1号	成年後見制度について
7/11号	親族後見人向け講座・交流会
7/11号	成年後見支援センター講演会・成年後見制度無料個別相談会
9/1号	社会貢献型後見人（市民後見人）を目指す方のための基礎講習・説明会
9/11号	成年後見申立講座（基礎編・応用編）
10/21号	親族後見人向け講座・交流会
12/21号	基礎講習・聴講生募集（後見制度の基本理念と概要）

1/21 号	親族後見人向け講座・交流会
4/1 号	成年後見申立講座（基礎編・応用編）

中央区社協だより「かけはし中央」

4 月号	成年後見支援センター「すてっぷ中央」事業紹介
6 月号	成年後見支援センター講演会・成年後見制度無料個別相談会
9 月号	親族向け成年後見講座の受講生募集 社会貢献型後見人（市民後見人）を目指す方のための基礎講習の受講生募集
11 月号	成年後見制度入門講座「成年後見制度の基本理念と概要」聴講生募集
1 月号	親族後見人向け講座・交流会

●区内掲示板等へのポスター掲示

「社会貢献型後見人（市民後見人）を目指す方のための基礎講習」の受講者募集のポスターを区内掲示板等に掲示し、区民に広く周知しました。

掲示先：区内掲示板 ○箇所

掲示機関：令和3年〇月から〇月まで

●「すてっぷ中区」パンフレットの配布

主な配布先：〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、

●区、社協ホームページの更新（随時）

区のホームページに、成年後見制度のページを新たに作成しました。社協ホームページについても、全体のリニューアルに併せて成年後見制度に関するページを新たに作成しました。各ホームページには、制度の概要や利用方法、講座・講演会の開催等について掲載しています。

**社会貢献型後見人(市民後見人)を
目指す方のための基礎講習**

成年後見制度の仕組みや役割の理解となる高齢者や障害者に関する知識を学びます。
社会貢献型後見人として登録し、社会貢献型後見人として活動するための基礎講習です。

説明会参加者募集!

誰もが登録して
暮らせるまちを目指して、
あなたを助けて
生きていける社会を
生かしていきましょう!

◆説明会の日時と会場

第1回	9月25日(金) 午後2時～3時30分	中央区社会福祉協議会 (八丁堀4-1-5) 会議室
第2回	10月1日(木) 午前10時～11時30分	同

○社会貢献型後見人(市民後見人)の具体的な活動内容や、基礎講習の内容について説明します。基礎講習の受講を希望される方は、必ずどちらかの説明会にご参加ください。
○2回とも同じ内容です。

対 象 区内在住のおおむね65歳以上の方で、社会貢献型後見人(市民後見人)として活動を行う意欲があり、基礎講習の全日程に参加できる方

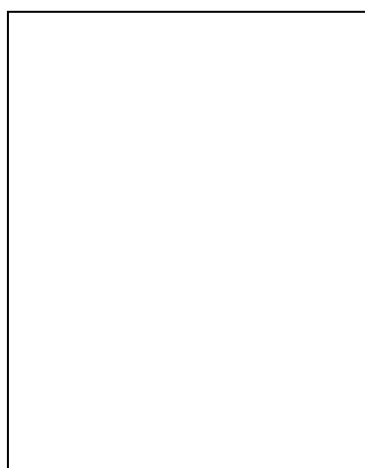
参加費 無料

定 員 各30人

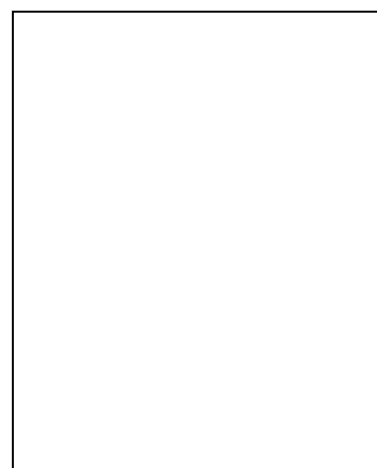
○申し込み方法など詳しくは「区のおしらせ」(ちょうさ)9月1日号をご覧ください。

問い合わせ(申込)先
中央区社会福祉協議会 成年後見支援センター「すてっぷ中央」
☎(3206) 0567 FAX(3523) 6386 ■ step@shakyo-chuo-city.jp

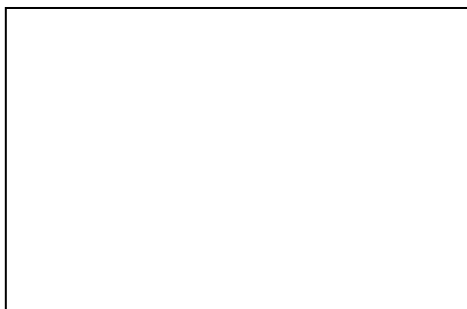
▲集合ポスター



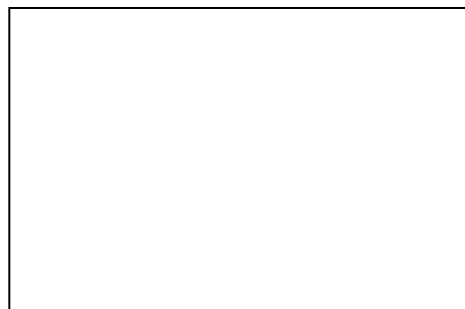
▲パンフレット



▲ちらし



▲ホームページ



▲リーフレット

●「すてっぷ通信」の発行

制度の普及・啓発、講座等の開催について周知を図るために、「すてっぷ通信」を新たに作成しました。「すてっぷ通信」は、令和4年度以降も年2回以上発行し、制度に関する最新の動向や中央区で実施している取組の紹介などを行っていく予定です。

主な配布先…〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、



▲No.1 創刊号（6月発行）



▲No.2（2月発行）



●イベントにおける周知

区内で実施されている様々なイベントにおいてちらしを配布し、制度の周知を行いました。

主な配布先：福祉まつり、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

（2）地域連携ネットワークを活用した講座、講演会等の実施

●成年後見支援センター講演会・成年後見制度無料個別相談会

成年後見制度について幅広く周知し、理解を深めるため、講演会を開催しました。また、講演会と同時に相談会を開催し、成年後見制度の申立手続きや利用方法などについて相談に応じました。

成年後見支援センター講演会	
日時	令和3年7月31日（土）13:00～
場所	京橋プラザ区民館多目的ホール

テーマ・内容	「成年後見制度のいま～制度の実情を知り、利用のポイントを学ぶ」
講師	成年後見センター・リーガルサポート東京支部所属 司法書士 村田 和也 氏
参加人数	〇人
主な感想	・〇〇〇 ・〇〇〇

成年後見制度無料個別相談会	
日時	令和３年７月３１日（土）１０：００～
場所	京橋プラザ区民館
相談員	成年後見センター・リーガルサポート東京支部所属の司法書士
参加人数	〇組（〇人）
主な感想	・〇〇〇 ・〇〇〇

●出張ミニ相談会

例年ミニ講座として実施していましたが、令和３年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため相談会形式で実施し、すてっぷ中央の職員が成年後見制度に関する様々な相談に応じました。

	京域地域	日本橋地域	月島地域
日 時	３月２４日（木） １３：３０～	１月２９日（金） １３：３０～	１２月９日（木） １３：３０～
場 所	喫茶アラジン	はまる一む	勝どきデイルーム
参加人数	〇人	〇人	〇人

●親族向け成年後見申立講座

成年後見制度の利用を検討している方、または制度に関心のある方を対象として、制度の基礎から実務まで幅広く学ぶことができる講座を実施しました。

基礎編	
日 時	令和３年４月２０日（火）
場 所	中央区社会福祉協議会３階会議室
テーマ	成年後見制度の概要、申立書類作成の留意点などについて
講 師	第一東京弁護士会所属 弁護士 小野田 朋恵 氏
参加人数	〇人
主な感想	・〇〇〇 ・〇〇〇

応用編	
日 時	令和4年4月27日（火）
場 所	中央区社会福祉協議会 3階会議室
テーマ	成年後見人の具体的な仕事内容や就任後の手続きについて
講 師	第一東京弁護士会所属 弁護士 小野田 朋恵 氏
参加人数	〇人
主な感想	・〇〇〇 ・〇〇〇

●成年後見制度入門講座

「社会貢献型貢献人を目指す方のための基礎講習」のうち、成年後見制度の基本を学ぶ講義について、一般聴講を行いました。

日 時	令和4年1月6日（木）
場 所	中央区社会福祉協議会 3階会議室
テーマ	成年後見制度入門講座～成年後見制度の基本理念と概念 ・成年後見制度とは ・法定後見と任意後見 ・後見人ができること、できないこと、してはいけないこと
講 師	第二東京弁護士会所属 弁護士 小笹 勝章 氏
参加人数	〇人
主な感想	・〇〇〇 ・〇〇〇